

「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルに注意！ －利用者自身も思わぬ大きなトラブルに巻き込まれるおそれがある－

クレジットカードで現金化するとうたって、クレジットカードのショッピング枠で商品等を購入させ、それを業者が買い取ることで消費者に現金が渡るとする買取屋による「クレジットカード現金化」の相談が近年増加している。また、最近は消費者にキャッシュバック付商品をクレジットカード決済で購入させ、購入した商品とともに現金を渡すというキャッシュバック方式による手口も増加してきた。こうした「クレジットカード現金化」を利用することは、クレジットカード契約に違反する行為であり、また、消費者自身も思わぬトラブルに巻き込まれる可能性がある大変危険な取引である。

そこで、「クレジットカード現金化」の問題点を整理し、絶対に利用しないよう消費者に注意を呼びかけるとともに、日本クレジット協会に対して、「消費者への注意喚起」「会員規約の記載の徹底」及び「加盟店管理の徹底」に関する要望を行うこととする。

1. 「クレジットカード現金化」の仕組み

クレジットカードのショッピング枠を現金化する方法は以下のように大きく分けて 2 種類ある。従来からある買取屋による方式と、キャッシュバック付商品の販売による方式である。

(1) 買取屋による方式

- A. 方法を示唆し、商品等を買取る
- B. 業者が商品等の販売と買い取りの両方を行う
- C. 業者が方法のみを示唆する

(2) キャッシュバック方式

*各方式の詳細は参考資料参照。

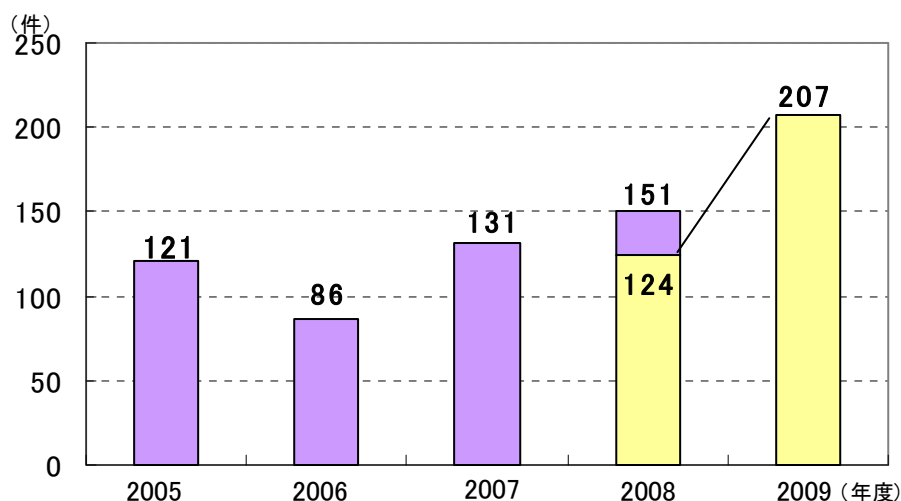
2. P I O－N E T¹にみる消費生活相談の概要

(1) 相談件数

「クレジットカード現金化」に関する相談件数は 2005 年度から 2009 年度の約 5 年間で 696 件である。2009 年度に受け付けた相談件数は 2010 年 3 月 26 日現在で 207 件の相談が寄せられており、前年度の同時期と比較して約 1.7 倍増加している（図 1. 参照）。

¹ P I O－N E T（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

図1. 「クレジットカード現金化」に関する相談件数



*2008年度の124件は2009年3月26日までに登録された件数

(2) 相談の傾向 (2009年度の相談：207件について)

①性別 - 男性が多い -

男性が114件(55.1%)、女性が83件(40.1%)²で、男性が多い。

②年代別 - 30歳代～50歳代が多い -

30歳代が55件(26.6%)と最も多く、次に50歳代が42件(20.3%)、40歳代が37件(17.9%)と続く³。平均年齢は42.5歳である。

③地域別 - 南関東、九州に多い -

全国的に相談は寄せられているものの南関東が最も多く70件(33.8%)、次に九州北部が40件(19.3%)、北海道・東北部が17件(8.2%)、近畿が17件(8.2%)の順である。

(3) 利用のきっかけ

消費者が「クレジットカード現金化」を利用するきっかけは、インターネットのホームページ、街中の看板、メールマガジン等での勧誘、新聞や雑誌広告、投げ込み広告、DM広告など様々である。また、別の契約の最中(履行中)に代金の支払いが出来ないことを業者に伝えたところ、業者から現金化業者を紹介されたというタイプもある。

3. 相談事例

(1) 買取屋による方式

A. 方法を示唆し、商品等を買取る

【事例1】膨大な手数料をとられたケース

現金が必要になり、「即日融資、担保・保証人不要、低収入でも融資する」との広告を見て店へ行った。業者に「クレジットカードで買い物をすれば買取る」と言われ、業者と一緒に

² 団体が5件、不明・無回答が5件である。

³ 20歳代以下が36件、60歳代が16件、70歳代以上が7件、不明・無回答が14件。

カー用品店へ行き、クレジットカードのショッピング枠の限度額 70 万円分でカーナビゲーションを 6 台購入した。しかし、それらを業者には 40 万円でしか買い取ってもらえず、さらに限度額分の買い物をしたのでカードが使えなくなり困っている。買い取りに関する書面はもらっていない。
(相談受付年月：2009 年 5 月、契約者：千葉県 40 歳代 男性)

B. 業者が商品等の販売と買い取りの両方を行う

【事例 2】宝石店と称し現金化を行っているケース

「ショッピング枠で現金化」と看板のある宝石店に行った。店頭には宝石の陳列はなく、現金化の話をする、クレジットカードを出すよう求められ、クレジットカードで 10 万円分の決済をしたようだ。控えと 7 万 5000 円を渡され、カウンターの下から腕輪を出された。「これを 7 万 5000 円で買い取った」と言われた。不審に思うので解約したい。

(相談受付年月：2009 年 4 月、契約者：福岡県 60 歳代 女性)

C. 業者が方法のみを示唆する

【事例 3】仕事登録料の支払いの際に利用をしてしまうケース

携帯電話のサイトでパチンコ関連内職募集を見て応募した。「仕事の登録料 40 万円を支払えば仕事がある」と言われ、契約をした。その支払いにお金がないことを伝えると、業者買取屋を紹介されクレジットカード番号とカードの有効期限を教えた。買取屋が自分の名義を使って、インターネットでアクセサリ 6 個と OA 機器を合わせて 47 万円で購入しクレジットカード決済をしたようだ。商品は渡されず、34 万円が振り込まれた。仕事の契約をしていたが、仕事がなく、業者に返金して欲しい。(相談受付年月：2009 年 7 月、契約者：千葉県 20 歳代 男性)

(2) キャッシュバック方式

【事例 4】「キャッシュバックする」と、お得感ばかりをうたわれ利用したケース

クレジットカードを使い、「インターネットのショッピングモールで 10 万円のパワーストーンブレスレットを購入すれば、7 万 5000 円のキャッシュバックをする」という説明を受け、ブレスレットも手に入り、さらにキャッシュバックも受けられるのでお得だと思い契約をした。商品と 7 万 5000 円を受領したが、この商品に値打ちがないと思われるため、商品を返品したい。現在任意整理中であり、クレジットカードの支払いをしなければならぬが、現金は残り 2 万円しかなく返済出来ない。(相談受付年月：2009 年 8 月 契約者：福岡県 30 歳代 男性)

(3) その他

【事例 5】キャンセルを申し出てトラブルになるケース

携帯電話のサイトで「クレジットカード現金化」という画面を見て申し込んだ。業者に 4 万円欲しいと伝えると、5 万 4000 円のカード決済が必要だといわれ、カード番号やカードの有効期限等を教えた。その後、カードと身分証明書を写真メールで送れといわれ、怪しいと思った。条件が違うのでキャンセルをしたいと伝えたら、罵倒されたので、こちらから電話を切った。翌日カード会社に確認をしたら、カード決済された形跡がある。

(相談受付年月：2009 年 5 月、契約者：高知県 20 歳代 男性)

4. 消費生活相談からみた現金化の危険性と問題点

(1) クレジットカード契約違反行為である

「クレジットカードの現金化」はクレジットカード契約に違反する行為であり、クレジットカード業界で禁止している行為である。「クレジットカード現金化」を利用すると、消費者は退会処分等になることもあり、退会処分になった場合には一度に利用金額を支払わねばならない等のおそれがある。

また、「クレジットカード現金化」が不正な利用方法であることを知りながら利用した場合、消費者自身も詐欺罪（刑法第 246 条）等に抵触する可能性がある。

(2) 利用をした多くの消費者が支払い困難に陥る

「クレジットカード現金化」を利用した消費者の多くが支払い困難な状況に陥っている。そもそも消費者金融等から融資を受けられない消費者が「クレジットカード現金化」を利用するケースが多いが、「クレジットカード現金化」の利用が当該消費者の状況をさらに深刻にしたり、新たな多重債務者を生むきっかけともなる。

例えば、100 万円のショッピング枠を利用して 70 万円の現金を手にした場合、消費者は利用した直後には 70 万円を手に来るが、クレジットカード会社には利用分として 100 万円を支払わなければならない。実質的には 70 万円を借りるのに 100 万円の債務を負っていることと同様である。

(3) 業者はリスク等を一切説明していない

ほとんどの業者はホームページ等で「合法」「安心・安全」などを強調する表示をしており、上記のような危険性を消費者に説明をしていないケースが多い。

また、中には「キャッシュバック方式は景品表示法に違反しない合法的なもの」と広告する業者もあるが、景品表示法に該当するかどうかの問題以前に、「クレジットカード現金化」はクレジットカード契約に違反する取引である。

さらに、「公安委員会許可〇〇〇号」と表示している業者もいるが、この表示は都道府県公安委員会が古物商としての「古物商許可」を与えているものに過ぎない。中には許可番号そのものを偽っている業者もいる。

(4) 「クレジットカード現金化」という目的を隠されて勧誘される場合がある

相談の中には、高額アルバイトを紹介する、借金を一本化する、融資をされると言われて申し込んだところ、実際にはクレジットカードの現金化の利用だったという事例もある。

また、ある契約を結んでいて支払いが出来ないというときに、現金化業者を紹介されたり、実際にその業者が現金化することを示唆している例もある。

(5) 入金されなかったり連絡がとれなくなったりするケースもある

「送金後連絡をされると言われたが、融資はなく、電話にも出ない」など、詐欺的なケースもある。また、解約をしようとしたら、キャンセル料を上乗せされて請求をされたという事例やキャンセルをしたのに口座引き落としがされていたという事例もある。

(6) トラブルが潜在化しやすい

「クレジットカード現金化」は前述したとおり、クレジットカード契約違反行為であり、消費者が法的責任を問われる可能性もある。業者の中には消費者が利用をした後に「(あなたは)違反行為をしているので、警察やクレジットカード会社に言わないように」と口止めしているケースもある。このように消費者は「クレジットカード現金化」を利用したものの、消費者自身も罪に問われる可能性があるため被害にあっても申し出にくく、トラブルが潜在化していると言える。

5. 消費者へのアドバイス

(1) クレジットカードの現金化は絶対に利用しないこと

「クレジットカード現金化」を利用すると、一時的に現金を手に入れることができても、その金額よりも高額なクレジットカードの支払いに追われるため、大変大きなリスクの伴う行為である。現在債務を抱えている人のみならず、債務を抱えていない人も「クレジットカード現金化」を利用することで債務が膨らんでしまう可能性が大いにある。

しかも、買取屋方式であれキャッシュバック方式であれ、クレジットカードを現金化する取引はクレジットカード契約違反になるため、クレジットカード会社から退会手続きをとらされる可能性もある。

さらに不正な利用方法であることを知りながら「クレジットカード現金化」を利用することは消費者も詐欺罪（刑法第 246 条）等が適用される可能性がある。そのため、クレジットカードの現金化は絶対に行わないこと。

(2) 「安心」「安全」という文言を信用しないこと

クレジットカード現金化業者は「安心」「安全」「合法」と広告等でうたっているが、実際の現金化の取引はクレジットカード契約違反の大変危険な取引である。決して信用しないこと。

(3) 契約内容を不審に感じたら契約はしないこと

相談事例を見ると、仕事を探しているときや融資を受けようとしているとき等、自分がクレジットカードのショッピング枠を現金化する意思を持っていなくとも、巻き込まれるケースも多い。内容を不審に感じたり、断りきれず利用をしてしまったら、すぐに家族や最寄りの消費生活センターに相談すること。

(4) 消費生活センターや弁護士会等に相談すること

借金の整理をしようとしてクレジットカードのショッピング枠を現金化する方法を選択する消費者も多い。多重債務問題を解決するには信用できる機関に相談することが非常に大切である。

消費生活センターでは多重債務相談窓口を開設している。また、弁護士会等で無料の法律相談を行っているところもある。まずはそれらの窓口相談すること。

6. 業界団体（日本クレジット協会）への要望

国民生活センターや消費生活センターで受け付けた相談件数は年々増加傾向にある。また、受け付けた相談内容を見ると、消費者は「クレジットカード現金化」の危険性や違法性等について一切知らずに利用をしているケースが多いのではないかと思われる。そこで、消費者に注意喚起を行い、関係省庁に情報提供をするとともに、日本クレジット協会に対し、次のとおり要望する。

(1) 現金化問題に関する分かりやすい注意喚起文の掲載をすること

現在、日本クレジット協会では、「クレジットカード現金化」について消費者に向けてホームページで注意喚起文の掲載を行っている⁴ところであるが、その文面からでは現金化の取引の危険性等が消費者には伝わりにくい。換金目的の利用がクレジットカード利用規約等で何故禁止されているのか等を含めて、注意喚起を行うこと。

また、キャッシュバック方式については、現在の注意喚起の内容からは読み取れない。キャッシュバック付商品を購入することも、買取屋による「クレジットカード現金化」と同様に大変危険な行為なので、それらの点も含めて分かりやすい表現で注意喚起を行うこと。

協会が注意喚起文を掲載するようになってからも、P I O - N E Tには相談事例が多数寄せられている。そのため、より効果的な対策等を講ずること。

(2) 会員カード規約の記載の徹底

クレジット業界では換金目的の使用は禁止しているとのことであるが、その点について各カード会社のカード規約をみると、記載内容は非常に曖昧である。表記の仕方も様々であることに加え、必ず記載しなければならないということでもないため、消費者が読んだときに大変分かりづらい。中には会員カード規約内に全く記載をしていないカード会社もある。「換金目的の利用は禁止」である旨を明記し、消費者に分かりやすい表現で必ず記載をするよう業界内で徹底すること。

(3) 加盟店管理をしっかりと行うこと

クレジットカード会社が現金化業者と加盟店契約を締結しないことや、現金化の情報が寄せられたときは関係する加盟店を調査し違法業者を排除することなど、カード会社各社に対して加盟店管理の徹底を促すこと。

【要望先】 社団法人 日本クレジット協会

【情報提供先】 経済産業省 取引信用課

警察庁 生活安全局生活経済対策管理官

消費者庁 消費者情報課地方協力室

⁴ 日本クレジット協会の「クレジットカード現金化」に関するホームページ上の注意喚起
http://www.j-credit.or.jp/customer/attention/attention_05.html

<参考資料>

・「クレジットカード現金化」の仕組み

(1) 買取屋による方式

A. 方法を示唆し、商品等を買取る

- ①消費者が現金化業者に申し込む
- ②業者から換金性の高い商品をクレジットカードで購入するよう指示される
- ③現金化業者に買った商品を渡し、業者から購入金額よりも少ない現金を渡される
- ④消費者にはクレジットカード会社から商品代金の請求がくる

図 2. の場合、消費者は 35 万円手にすると同時に 50 万円の支払いが残る。一方、業者は 35 万円の出費があるものの 50 万円相当のパソコンを手になることになる。消費者と業者の債務関係は表 1. のようになる。

図 2. 電気店でパソコンを 50 万円分購入し、35 万円を手にする例

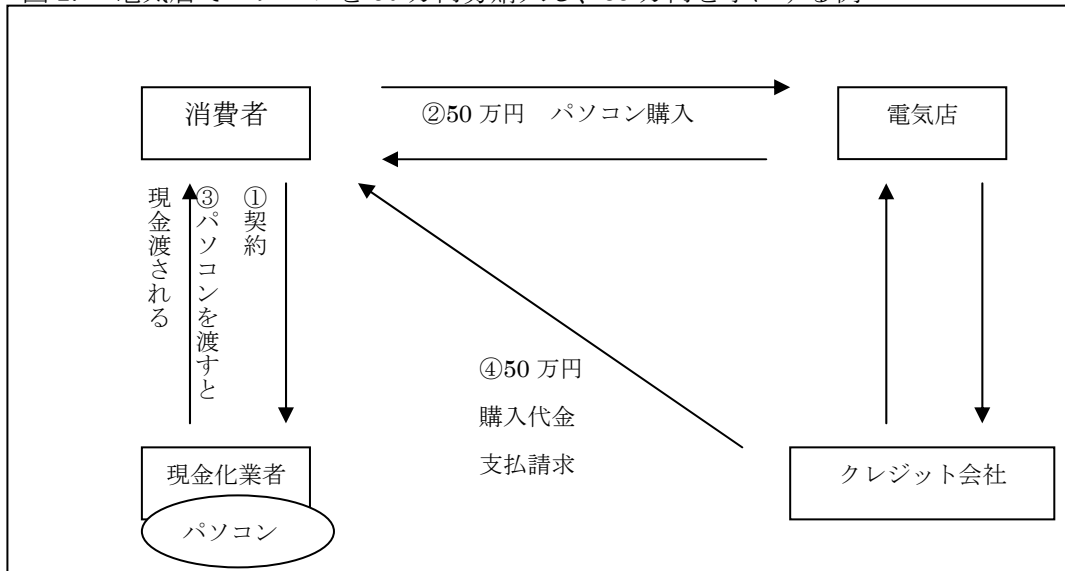


表 1.

消費者	： 手にする現金	： 35 万円
	： 負担する債務	： 50 万円
業者	： 手にするもの	： 50 万円相当のパソコン
	： 消費者へ渡すもの	： 35 万円

B. 業者が商品等の販売と買い取りの両方を行う

- ① 消費者が業者の店頭においてある商品をクレジットカードで購入する
- ② 消費者はその商品を業者に買い取られ、現金を渡される
- ③ 消費者はクレジット会社からクレジットカードでの利用代金が請求される

図 3. の場合、業者が指輪を 50 万円で販売したことにして、その場において 35 万円でその指輪を買い取る。消費者は 35 万円を手に入れると同時に、50 万円の債務を負うことになる。消費者と業者の債務関係は表 2. のようになる。

図 3. 業者から指輪を 50 万円分購入し、35 万円を手に入れる例

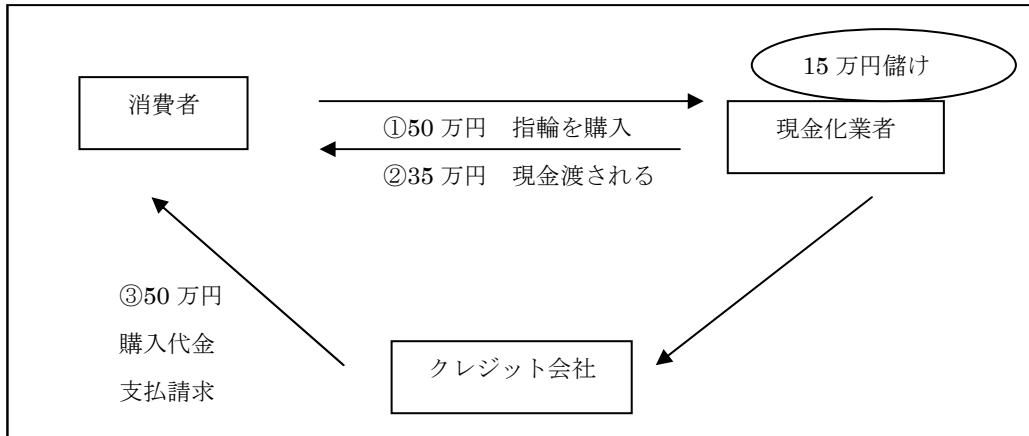


表 2.

消費者	： 手にする現金	： 35 万円
	： 負担する債務	： 50 万円
業者	： 儲け	： 15 万円

C. 業者が方法のみを示唆する

消費者が別の契約を結んでおり、その代金の支払いができないと業者に伝えると現金化の方法を示唆される例が多い。

- ① 消費者は業者にクレジットカードで金券等の購入するよう言われる（購入する）
- ② 消費者は業者に金券ショップ等で換金するよう言われ、消費者は購入金額より少ない現金を手にする。多くの場合、その手にした現金をそのまま業者に支払う
- ③ 消費者にはクレジット会社からクレジットカードの利用代金が請求される

図 4. の場合、業者が消費者に、「クレジットカードで鉄道乗車券を購入しそれを金券ショップ等で売却する」という方法を教える。消費者がこれを実行し、現金を得る。しかし、消費者は業者と別の取引を行っていて、その支払いに困窮している場合が多いので、そのような場合には、消費者は手にした現金をそのまま業者に支払うことになる。消費者と業者の債務関係は表 3. のようになる。

図. 4 鉄道乗車券を 50 万円分購入し、換金した代金 35 万円を手に入れる例

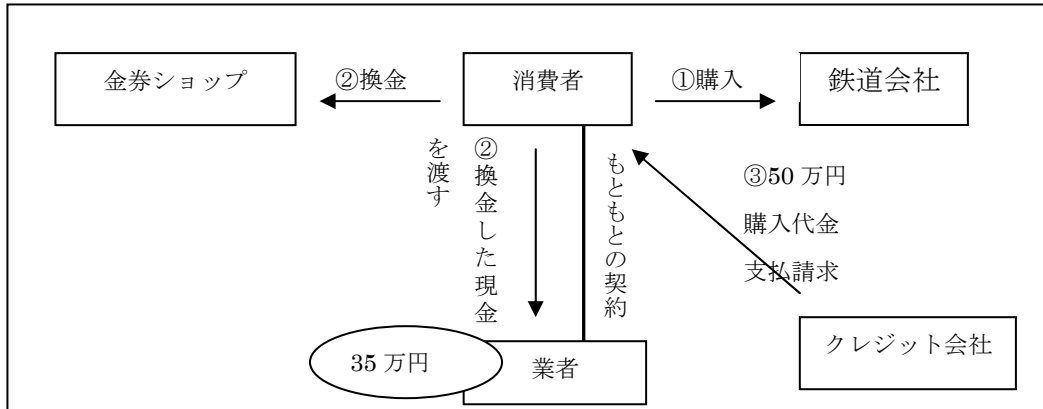


表 3.

消費者	： 手にする現金	： 35 万円 (多くの場合、そのまま業者に支払いとして渡す)
	： 負担する債務	： 50 万円
業者	： 儲け	： 消費者から渡される 35 万円

(2) キャッシュバック方式

- ①消費者が業者のホームページ等を通じてクレジットカードでキャッシュバック付商品を購入する
- ②業者がクレジットカード決済されたことを確認すると、消費者には業者から商品代金より少ない現金が渡される
- ③消費者にはクレジット会社からクレジットカードでの利用代金が請求される

図 5. の場合、消費者は現金を得ることを目的として業者からキャッシュバック付オリジナル商品（自社製CD-ROM）を 50 万円で購入する。消費者にはキャッシュバックとして 35 万円が消費者の手に入る。これと同時に 50 万円のカードの支払いが残る。消費者と業者の債務関係は表 4. のようになる。

図. 5 自社製CD-ROMを 50 万円で購入し、35 万円を手に入れる例

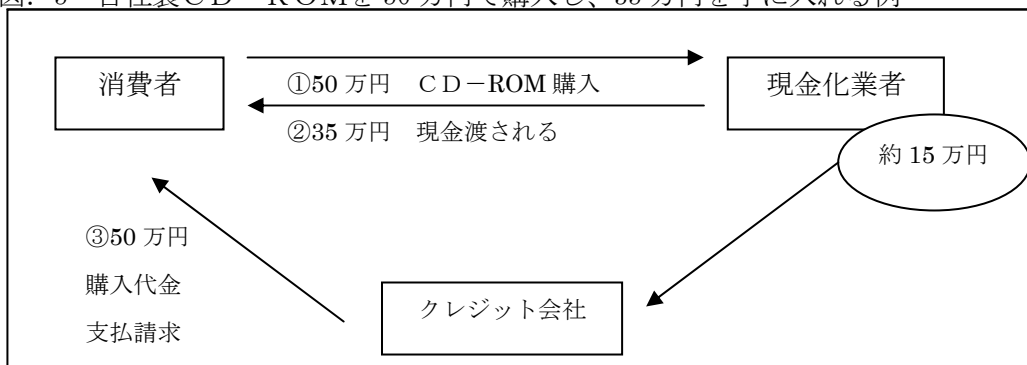


表 4.

消費者	： 手にする現金等	： 35 万円 + キャッシュバック付商品
	： 負担する債務	： 50 万円
業者	： 儲け	： 約 15 万円